

(13) 処遇改善臨時特例手当 支給 要綱

1 目的

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)において福祉施設で働く方々への賃上げ対策、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として令和4年2月から9月までの間、収入を3%程度引き上げるための措置を実施することを目的とする。

2 支給期間

令和4年2月から9月の賃金引き上げ分
支給期間に新規採用された職員は、採用月の翌月より支給する。

3 取得要件

「決まって毎月支払われる手当」としてベースアップ等の引き上げに使用することで要件を満たすとする。

4 対象となる職種

- ①福祉・介護職員 介護職員
- ②他の職員

5 支給額

(1) 福祉・介護職員処遇改善臨時交付金

対象施設(宇津峰十字の里・コーポラスいちの・ワークセンター麦・カノン)

設定された一律の交付率を障害福祉サービス等の報酬にその交付率を乗じて支給された補助金を、事業所別に計算し「福祉・介護職員、他の職員(常勤換算)」に支給する。
支給金額は「福祉・介護職員」「他の職員」共に同額とする。

*最終9月には、交付金の収入合計より支給合計額が上回るように計算し支給する。

(2) 介護職員処遇改善支援補助金

対象施設(シオンの園)

設定された一律の交付率を老人福祉サービス等の報酬にその交付率を乗じて支給された補助金を、事業所で計算し「介護職員、他の職員(常勤換算)」に支給する。

支給金額は「介護職員」「他の職員」共に同額とする。

*最終9月には、補助金の収入合計より支給合計額が上回るように計算し支給する。

6 支給日

支給日	処遇改善臨時特例手当支給月	年度
令和4年3月18日	2月分	令和3年度
	3月分	
令和4年4月21日	4月分	令和4年度
令和4年5月20日	5月分	
令和4年6月21日	6月分	
令和4年7月21日	7月分	
令和4年8月19日	8月分	
令和4年9月21日	9月分	

7 その他

「処遇改善臨時特例手当」支給対象職員より手当金の支給辞退の申出があった場合は理由書を添付して辞退することができる。

附則 この要綱の運用は令和4年3月1日から施行する。